

ロボット・ドローンの社会実装に向けたユースケースの創出事業

広報業務・成果発表会企画運營業務委託仕様書

この仕様書は、福島県（以下「甲」という。）が委託事業者（以下「乙」という。）に委託するロボット・ドローンの社会実装に向けたユースケースの創出事業広報業務・成果発表会企画運營業務（以下「本業務」という。）を円滑かつ効果的に実施するため、必要な事項を定めることを目的とする。

第1 本業務の目的

ロボット・ドローンの社会実装に向けたユースケースの創出事業（以下「本事業」という。）は以下を目的としている。これらのうち、以下3を目的として、成果発表会の開催を予定している。

そこで本業務では、成果発表会に県民、県内外の事業者、報道関係者等（以下「県民等」という。）の本事業に興味関心を持っている方々に広く参加していただくための効果的な広報、成果発表会の円滑な運営及び効果的な実施を通じた、ロボット・ドローン（以下「ロボット等」という。）の社会実装や、実証の成果の県内への波及を目的とする。

1 社会実装

甲は平成27年度から【チャレンジふくしま「ロボット産業革命の地」創出事業】を実施し、ロボット産業の知見や基盤を集積・振興しているところである。これにより県産のロボット等の製品化が進む中、急激な人口減少や高齢化を始めとする様々な社会課題に対応するためにも、ロボット等を活用した身近なサービスへの投入が求められている。そこで本事業では持続可能であり、現実的に社会実装できる実サービスを想定した新規性のあるユースケースを創出するとともに、県内ロボット産業の振興を目的とする。

2 さらなる知見集積

身近なサービスへのロボット等の活用について、技術的な課題（様々な気象条件への対応、長時間・長距離の飛行等）や営利上の課題（人件費、輸送コスト等）など課題が山積している状況である。

そのため、福島イノベーション・コースト構想に基づき整備された陸・海・空のフィールドロボットの一大開発実証拠点である福島ロボットテストフィールドを核として、ロボット等の関連産業の集積に取り組んでいるところであるが、上述した課題の一つである低温・降雪環境におけるロボット等の実証が困難である。そこで寒冷地フィールドとして選定した旧檜沢中学校等の所在する南会津町の物流ニーズも踏まえ、ドローンの物流サービスの実証を通して、寒冷地フィールドの活用促進、寒冷地における安全性等の知見集積、さらには当該地域での社会実装を目的とする。

3 成果の県内への波及

実証の成果を広く共有することは多くの方々にロボット等の活用例を知ってもらう、あるいは、気づいてもらうことにつながるため、ロボット等の社会実装を実現するうえで重要である。

また、実証の結果を踏まえ、その課題を共有することでロボット等が抱える様々な課題を克服していくことにつながる。

そこで情報の横展開を図ることで、ロボット等の社会実装を後押しし、また、その成果を県内に波及させていくことを目的とする。

第2 本業務の期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

第3 業務の内容

以下の業務を行うこととする。

また、業務に係る諸経費は乙が負担することとし、業務の詳細は甲乙協議の上、定める。その他本業務の履行のため、甲が必要と認める事項が生じた場合には協議により定める。

1 広報業務

(1) チラシ企画制作、印刷

成果発表会の誘客に効果的なチラシを企画し、制作、印刷を行うこと。

ア 紙媒体の納品（A4サイズ、4／4色、3,000部）

イ 電子媒体の納品（ファイル形式：PDF）

(2) 事業紹介パンフレットの企画制作、印刷

本事業の概要及び本事業で実施する委託業務3件の内容を紹介するパンフレットを企画し、制作、印刷を行うこと。

ア 紙媒体の納品（4／4色、500部）

- ・ 具体的なサイズは指定しないが、1頁に委託業務1件の内容を掲載すること。
- ・ 本事業の紹介により効果的な紙媒体がある場合は甲乙協議の上、定める。

イ 電子媒体の納品（ファイル形式：PDF）

2 動画企画制作業務

成果発表会での放映及び県HPでの公開を想定した以下動画を制作すること。

(1) 共通事項

ア 企画・構成

本事業で実施する実証実験の目的、内容、成果等を分かりやすく伝える動画構成を企画すること。

イ 取材・撮影等

本事業の委託事業者が実施する実証実験の取材及び撮影を以下の場所において実施すること。また、動画制作に必要な動画素材の調達及び作成等を行うこと。

なお、委託事業者の実証実験の実施場所は以下の予定であるが、変更となる場合がある。

① 田村市

② いわき市

③ 南会津町

※ 実証実験当日の天候等で実証実験が中止となる場合があるので、各実証実験につき、少なくとも2回の取材及び撮影を想定すること。

ウ 編集

動画の編集を行い、BGM等を効果的に入れ、完成させること。

エ 各種調整

動画制作に係る関係機関等への連絡調整、取材交渉、撮影許可申請等を必要に応じて随時行うこと。

なお、本事業の委託事業者との調整は甲が協力する。

(2) 動画の仕様

ア 事業概要動画

本事業全体の紹介及び本事業で実施する委託業務3件を分かりやすくまとめた動画を制作すること。仕様は以下のとおり。

- ・ 動画本数：1本
- ・ 再生時間：1分～2分程度
- ・ 画面解像度：フルHD（1920×1080）
- ・ アスペクト比：ワイド（16：9）
- ・ ファイル形式：MP4
- ・ 日本語字幕の挿入

イ 実証実験紹介動画

本事業で実施する委託業務3件の目的、内容、実証実験の様子及び成果をわかりやすく紹介する動画を制作すること。仕様は以下のとおり。

- ・ 動画本数：3本（各委託業務につき1本ずつ）
- ・ 再生時間：2分～3分程度
- ・ 画面解像度：フルHD（1920×1080）
- ・ アスペクト比：ワイド（16：9）
- ・ ファイル形式：MP4
- ・ 日本語字幕の挿入

(3) 実証実験の記録写真撮影

上記(1)イにおいて実証実験の取材・撮影等を行う際に併せて、記録写真を撮影すること。

ア 撮影枚数：指定なし

※ 全体の様子がわかる枚数とすること（各実証実験につき、5枚程度が目安）

イ ファイル形式：PNG

3 成果発表会企画運営業務

(1) 成果発表会概要

ア 開催時期：令和7年2月

イ 会場：福島県内

ウ 対象者：県民等

エ 開催形式：対面及びオンライン配信

オ 想定プログラム

- ・ 開会挨拶
- ・ 本事業概要説明
- ・ 本事業委託事業者3者による成果発表
- ・ 質疑応答
- ・ 閉会挨拶

カ 募集人数：会場への来場者は120名程度を想定。

キ 参加費：無料

ク 飲食提供：なし

(2) 開催準備

成果発表会を企画し、当日に向けた開催準備を行うこと。

乙で行うことが想定される主な業務は以下のとおり。

ア 甲及び開催会場との調整、打合せ

イ 開催会場（音響、照明、その他舞台装置等を含む。）の借上げ

ウ 運営に必要な人員の手配

エ 当日配布資料の調整、印刷

オ 参加者アンケート内容の検討、印刷等

カ オンライン配信の準備

(3) 参加者募集

成果発表会の参加者を募集し、参加者決定及び参加者への連絡を行うこと。

参加募集にあたっては対面及びオンライン配信の両方の募集を行うこと。

(4) 当日の準備及び運営

成果発表会当日の準備及び運営を行うこと。

乙で行うことが想定される主な業務は以下のとおり。

ア 会場（音響、照明、その他舞台装置等を含む。）の設営及び撤去

イ 当日受付（欠席者への対応を含む。）

ウ 当日配布資料の配布

エ 全体進行（オンライン配信を含む。）及び進行管理

オ 参加者数の集計（オンライン配信を含む。）

カ 参加者アンケートの配付、回収、集計及び分析

キ 記録動画の作成

ク その他成果発表会開催に係る一切の業務

(5) 結果概要の作成

成果発表会の開催結果の概要がわかる資料を作成すること。当該資料は県HPで公開を想定している。仕様は以下のとおり。

ア 盛り込む内容

- ・ 開催結果 上記（1）の実績値
- ・ 当日配布資料（別ファイルとしてもよい）
- ・ 参加者アンケートの集計結果

イ ファイル形式：PDF

(6) 留意事項

ア オンライン配信の仕様

- ・ 配信はZoom ウェビナーを使用すること。
- ・ 参加者の音声参加はなしとすること。
- ・ 配信の録画データを記録動画として甲に納品すること（以下イを参照）。

イ 成果発表会の記録動画の仕様

- ・ 上記アの配信の録画データを納品すること。
- ・ 編集の有無：無
スライド映像と話者の顔の合成等の編集は不要とする。
- ・ ファイル形式：MP4

第4 統括責任者の設置

乙は、本業務にあたって十分な経験を有する者を統括責任者として設置しなければならない。なお、統括責任者は、本業務が終了したときは、その内容について厳密な照査検算を行い、錯誤等の修正を行わなければならない。

第5 受託者の責務

1 事業費の適正執行

乙は、本業務の実施に当たり、当該事業費が県民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに特に留意し、適正に執行されるよう努めなければならない。

2 苦情等の処理

本業務に伴って生じたトラブル等に関しては、乙が責任を持って対応すること。

3 信用失墜行為の禁止

乙は、本業務の実施に当たり、法令違反等の甲の信用を失墜する行為を行ってはならない。

4 個人情報の取り扱い

乙は、本業務の実施時または実施終了後において、本業務の実施により知り得た個人情報について個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき適切に取り扱うこととする。

5 機密の保持

乙は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。

第6 成果品

本業務の委託契約書第11条第1項に定める成果品は、次のとおりとする。

- (1) チラシ（第3の1（1）関係）
- (2) パンフレット（第3の1（2）関係）
- (3) 事業概要動画（第3の2（2）ア関係）
- (4) 実証実験紹介動画（第3の2（2）イ関係）
- (5) 実証実験記録写真（第3の2（3）関係）
- (6) 成果発表会結果概要その他開催及び運営にあたり作成した資料（第3の3関係）
- (7) 成果発表会記録動画（第3の3関係）
- (8) その他甲が必要と認める書類

第7 提出書類

乙は、本業務の委託契約書に定めるもののほか、次の各号に定める書類を甲の指定する日までに提出しなければならない。

- (1) 委託業務着手届（別記第1号様式）
- (2) 統括責任者通知書（別記第2号様式）
- (3) 委託業務完了報告書（別記第3号様式）
- (4) 委託業務実績報告書（別記第4号様式）

※ 委託業務実績報告書には第6の各号に掲げる成果品を添付すること。

第8 委託料の概算払等

委託契約書第12条第5項に定める委託料概算払請求書については、別記第5号様式のとおりとする。

また、委託契約書第12条第1項に定める委託料の額の確定通知により、支払残額を請求しようとするときは、別記第6号様式によるものとする。

なお、委託料については、実績報告に基づいて精算手続を行う。

第9 暴力団排除条項を確認するための書類

委託契約書第13条第1項第3号を確認するため、次の書類を甲の指定する日までに提出しなければならない。

- (1) 暴力団排除に関する誓約書（別記第7号様式）
- (2) 役員一覧（別記第8号様式）

第10 その他

1 本仕様に定めのない事項等

乙は本業務の遂行にあたり、不明な点や変更点、本仕様等に定めのない事項が発生したときは、甲と協議の上、決定するものとする。

2 留意事項

(1) 本業務により作成した成果品の権利は全て甲に帰属する。

(2) 上記(1)の成果品は、甲がホームページ、ポスターやパンフレット等への掲載、また甲が許可した広報媒体において二次使用等を行う場合がある。なお、甲が二次使用するにあたり、乙は第三者の有する著作権その他権利を侵害することがないように、必要な許諾を得るものとする。

(3) 本業務に使用する動画、写真、BGM等の第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産に関する手続きや使用料等の負担と責任は全て乙が負うこと。

(4) 本業務に係る書類の整備・保管

ア 本業務の書類については、他の業務と混同しないよう区別すること。

イ 本業務の実施にあたっては、次の会計関係書類等を整備し、適切な業務運営を図ること。

(ア) 総勘定元帳、現金出納簿等の会計関係帳簿類

(イ) 本業務に従事するスタッフの労働者名簿、出勤簿及び賃金台帳等の労働関係書類

(ウ) その他、本業務に係る関係書類（支出関係の信憑書類等）

ウ 本業務終了年度の翌年度から5年間保管すること。

(5) 本業務に関連し、乙の故意又は過失など乙の責により、甲に損害が生じた場合は、乙は甲に対してその損害を賠償しなければならない。

(6) 乙は、本業務の遂行上必要とする資料の収集に当たって関係機関の協力を得る場合は、あらかじめその趣旨を甲に連絡した上で行うこととする。

(7) 乙は、本業務の期間において、甲との間で随時打合せを行う。

別記第1号様式（仕様書第7（1）関係）

令和 年 月 日

福島県知事

受託者 住所
商号又は名称
代表者

委託業務着手届

令和 年 月 日付で締結した下記委託業務は、令和 年 月 日付で着手しましたので届け出ます。

記

1 業務名

2 委託料の額 金 円
(うち消費税及び地方消費税の額 円)

3 履行期間 着手 令和 年 月 日
履行期限 令和7年3月31日

別記第2号様式（仕様書第7（2）関係）

統括責任者通知書

令和 年 月 日

福島県知事

受託者 住所
名称
代表者

令和 年 月 日付けで締結した下記委託業務について、下記統括責任者を届け出ます。

記

1 業務名

2 委託期間 着手 令和 年 月 日
履行期限 令和 年 月 日

3 統括責任者氏名

役職：

氏名：

連絡先：

別記第3号様式（仕様書第7（3）関係）

令和 年 月 日

福島県知事

受託者 住所
商号又は名称
代表者

委託業務完了報告書

令和 年 月 日付で締結した下記委託業務は、令和 年 月 日完了しましたので、報告します。

記

1 業務名

2 委託料の額 金 円
(うち消費税及び地方消費税の額 円)

3 履行期間 着手 令和 年 月 日
履行期限 令和7年3月31日

福島県知事

受託者 住所
商号又は名称
代表者

委託業務実績報告書

令和 年 月 日付で締結した下記委託業務について、下記のとおり実施しましたので、委託契約書第11条第1項の規定により、その実績を報告します。

記

- 1 業務名
- 2 業務実績等
- 3 業務期間 着手 令和 年 月 日
完了 令和7年3月31日
- 4 収支決算書

福島県知事

受託者 住所
商号又は名称
代表者

業務委託料概算払請求書

令和 年 月 日付けで締結した下記委託業務について、委託契約書第12条第5項の規定により、金 円を概算払により請求します。

記

1 委託業務の名称

2 業務委託料の額 (A) 金 円

3 受領済額 (B) 金 円

4 今回請求額 (C) 金 円

5 残額 (A - B - C) 金 円

6 今回請求額の内訳
別紙「内訳書」のとおり

7 概算払が必要な理由
別紙「理由書」のとおり

振込先 金融機関
口座種別
口座番号
口座名義人

福島県知事

受託者 住所
商号又は名称
代表者

業務委託料請求書

令和 年 月 日付けで締結した下記委託業務について、委託契約書第12条第1項の規定により、金 円を請求します。

記

- | | | |
|--------------|----------|-----------------------|
| 1 委託業務の名称 | | |
| 2 業務委託料の額（A） | 金 | 円 |
| 3 受領済額（B） | 金 | 円 |
| 4 今回請求額（C） | 金 | 円 |
| 5 残額（A－B－C） | 金 | 円 |
| 6 委託業務期間 | 着手
完了 | 令和 年 月 日
令和7年3月31日 |

振込先 金融機関
口座種別
口座番号
口座名義人

暴力団排除に関する誓約書

福島県知事

私及び参画機関は、次の1の各号のいずれかに該当し、若しくは2の各号のいずれかに該当する行為をし、又は1に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、ロボット・ドローンの社会実装に向けたユースケースの創出事業広報業務・成果発表会企画運營業務の委託契約を解除されても異議を申しません。

また、これにより損害が生じた場合でも、一切私の責任といたします。

- 1 貴県との取引に際し、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
 - (1) 暴力団
 - (2) 暴力団員
 - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (4) 暴力団関係企業
 - (5) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等
 - (6) 次のいずれかに該当する関係にある者
 - イ 前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営を支配していると認められること
 - ロ 前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営に実質的に関与していると認められること
 - ハ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって前各号に掲げる者を利用したと認められること
 - ニ 前各号に掲げる者に資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ホ その他前各号に掲げる者と役員又は経営に実質的に関与している者が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること
- 2 自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約いたします。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて貴県の信用を棄損し、又は貴県の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 3 上記2（1）～（5）の行為があった場合は、法的処置（民事、刑事）を講じられても構いません。

記入日 令和 年 月 日

住所（又は所在地）

社名及び代表者名
又は個人事業主の氏名



